

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民法			

評価(ABCD)

B

(1) について、

第1. Y社は、甲に対する譲渡担保権に基づき、XのBに対する売買代金債権(以下、「本件売買代金債権」とする。)に対して物上代位をすることにより、本件売買代金債権を差押えることが認められる。

フリックポイント=手このふとより読みやすいかも知れませ。

5 1. X・Y社間において、本件譲渡担保権の担保として、甲を目的物とする。甲を目的物とする本件譲渡担保契約が有効に成立しているから、Y社は甲に対して譲渡担保権を有する。も、とも、譲渡担保権に基づく物上代位は認められるか。

10 (1). 民法372条・304条により抵当権に基づく物上代位を行うことが認められている。そして、抵当権と譲渡担保権は、いずれも被担保債権を担保することを目的として目的物の支配権を行使するものとして設定されるものである。そこで、譲渡担保権にも、民法372条・304条が準用されると解される。

主理由になつていふ意味がよくわかりました。

類推ではよく準用とされたのは意味はあるでしょうか？(なぜでしょうか?)

15 (2) したがって、Y社は、甲に対する譲渡担保権に基づき物上代位をすることができ(民法372条・304条本条準用)。

2. 本件売買代金債権は、甲を目的物とするX・B間の売買契約(民法555条)によりXが取得した債権であるから、「目的物の売却によって債務者が受けるべき金銭その他の物」にあたる。

20 3. 「払渡し又は引渡し」(同条ただし書)が、Y社の物上代位に先立って行われたという事実がない。

第2. よって、Y社は適法に本件売買代金債権に対し物上代位をすることができるから、Y社の差押えは認められる。

(2) について、

25 第1. Y社は、甲社に対する譲渡担保権に基づき本件貸借契約に基づく賃料債権(以下、「本件賃料債権」とする。)に対して物上代位をすること、A社に対して本件賃料債権の弁済を請求していると考えられる。

1. (1) 同様、Y社は、甲社に対する譲渡担保権に基づく物上代位を行う

1 ページ

裏面へ

	こととして言われる。
2.	すなわち、本件賃料(賃権)に対する物上代位を(行)うこととして言われるか。
	Xは、本件被担保(賃権)の弁済期においてY社に対して弁済をすることができなかつたことから、本件被担保(賃権)の発生原因であるX・Y社間において消費貸借(借契約)(民法587条)につきXの債務不履行が行われたといえる。そして、相当権(は、被担保(賃権)に不履行があったときはその後に生じた相当不動産の果実に及ぶ(民法371条)ものであるところ、譲渡担保(賃権)においても同様のことがいえると解される。
10	そこで、本件被担保(賃権)の弁済期経過後に生じた本件賃料(賃権)も、「目的物の賃借により債務者が受けべき金銭その他の物」にあたり、これに対する物上代位をすることもできるといえる。
3.	もっとも、AはXから本件賃借(借契約)に基づき甲の引渡しを受けているから、甲の「引渡し」後になされたY社の物上代位は言われないとして、Aは弁済を拒絶することと考えられる(民法372条・374条ただし書)。Y社は、登記原因を譲渡担保(賃)とする所有権移転登記を備えているところ、Y社とAとの(優先)関係(不)
15	どのようにして決すべきかが問題となる。
	(1) 民法372条・374条が、引渡しと引渡しの前に差止めを要求した趣旨は、第三(債務者)に重たい危険を防止する点にある。すなわち、相当目的物である不動産について賃借(借契約)が行われる場合、第三(債務者)たる賃借人(は、その登記を確言することにより賃料(賃権)に対する物上代位の効力が及ぶことを確言すること)ができる一方、賃借(借契約)後に相当権設定契約がなされた場合にこれを知ることができない。そして譲渡担保(賃権)についても同様に考えることができる。そこで、譲渡担保(賃権)者と第三(債務者)たる賃借人の優先は、登記と引渡しを先に対する要件たる登記と引渡しの先後で決すべきと考える。
20	
25	
	(2) Y社の所有権移転登記(民法177条)に先立ち、Aは甲の引渡し(借地(借)家法31条)を受けているから、Y社(はA)に対して譲渡担保(賃権)に基づく物上代位の効力を主張することはできない。
4.	よって、 土地賃借権 Y社の土地に主張は認められない。
30	第2. ④ また、Y社は、賃借人としての地位を主張して、Aに対して本件

一定の論議正か出来て
いると思える。
20: 271条が類似
適用したのか、準用
したのか、それとも
571の考へなのかは
不明確だと思える。

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民法			

評価(ABCD)

より詳細に(順を
返して)検討してみて
いかにあやふやかと
思います。

賃料(賃権)の弁済を請求することが考えられる。

しかし、譲渡担保権は担保(賃権)の弁済の確保を目的としてなされるもので
あるから、弁済期経過により当然に乙が甲の所有権を取得するわけ
ではない。また、~~本件~~本件譲渡担保について、利の実行も完了していな

い。

したがって、乙は甲の所有権を取得していない以上、賃貸人としての地位を
Aに主張することもできない。

第3、よって、乙の請求は認められない。

以上。 P57

3 ページ

裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民法			

評価(ABCD)

13

第1設問(1)

1. Y社は本件譲渡担保に基づく物上代位(304条1項本文)として、XのBに対する売買代金債権を差し押さえている。これは、かかる差し押さえは認められるか。

5 (1) この点、304条1項本文が物上代位を認めた趣旨は、債権者が債務者等の所有物などの交換価値を把握する権利を有することから、その価値代替物についても権利行使を認めるのが妥当であるという点にある。

理由として十分よと
かき書いていると思われる。

10 として、譲渡担保契約においては、目的物につき形式的には売買契約という形式とされるものの、その実質は担保であり、譲渡担保権者は目的物の交換価値を把握する権利を有するといえる。

15 よって、譲渡担保の場合にも、上記趣旨が妥当なから、譲渡担保権者は304条1項本文類推適用により、~~目的物の~~物上代位権を行使できると解する。

(2) XのBに対する売買代金債権は、「目的物の売却により、債務者が受けるべき金銭」にあたる。

20 また、BがXに対して代金債務を弁済したという事情はうかがわれないので、「抵当し」(304条1項ただし書)前であるといえる。

2. したがって、304条1項本文類推適用により、Y社の差し押さえは認められる。

第2設問(2)

25 1. Y社の請求が認められるためには、Y社にAとの関係で貸貸人たる地位が移転し(605条の2第1項)、これをAに対して抗できる(同条3項)ことが必

1 ページ

裏面へ

要である。

(1) ア. 又、甲の各部屋が本件賃貸借契約に基づきA
Sに引き渡されたというので、ASは対抗要件(借地
借家法31条)を備えている。

5 イ. では、本件譲渡担保契約により、甲がY社に
「譲渡された」(605条の2第1項)といえるか。

(3) 2の点、605条の2第1項の趣旨は、借借人が対抗
要件を備えた場合には、不動産の譲受人は所
有権に基づく返還請求による不動産の占有取
10 得ができないことにかんがみ、賃貸人たる地位を
譲受人に移転させて賃料請求等を認めるの
が譲受人の合理的意見に合致するという点にある。

そして、譲渡担保による目的物譲受人は、譲
渡担保について私的実行の前には前条のと
15 り目的物につき担保権を有するにすぎない。ま
た実行後においても、借借人が対抗要件を
備えている場合には、所有権に基づく返還請
求をすることができない。

そのため、上記趣旨にかんがみると、借借人が対
20 抗要件を備えている場合には、譲渡担
保権者に賃貸人たる地位を移転させるの
が妥当であるといえる。

(1) おと、本件譲渡担保契約により、甲がY社
に「譲渡された」といえる。

25 ウ. したがって、Y社に賃貸人たる地位が移転して
いるといえる。

(2) また、甲につきXからY社に対して所有権移転
登記がなされているから、Y社は賃貸人たる地位
の移転をASに対抗することができ(605条の
30 2第3項)。

前条の2ありとありましたが
どこに前条があるでし
ょうか。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民法			

評価(ABCD)

2. 以上より、Y社の請求は認めらる。

以上

貸入の地位の移転については正解に書いていると思います。

出題趣旨にあるような読み込み議論は難しいと思いますので、

検討でよいと書く方がよいと思います。

P野

10

15

20

25

3 ページ

裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民法			

評価(ABCD)

13

第1小問(1) (以下、民法に於ては省略。)

1. Xとしては、304条の類推適用により、本件譲渡担保に基づき、XのBに対する売買代金債権に対する物上代位が成り立ち、Yは差押えを受けることになる。そこで、譲渡担保権にも、物上代位の規定の類推適用が認められるから、認められるとして、売買代金債権に対する物上代位が認められることが問題となる。

2. 物上代位は、担保目的物の交換価額の支配と、担保目的物の価額代替物に対しても及ぼすものである。

Yは、譲渡担保とは、債権の担保目的物の目的物の所有権を~~取得する~~譲渡担保権者に移転する、非典型担保物権である。このため、形式的に譲渡担保は、形式的に譲渡担保権者は、弁済期到来後に、目的物の所有権を~~取得する~~取得して、それを換価処分することによって債権の実現を図る。このように譲渡担保は、形式的に、所有権を~~取得する~~取得するものであるが、弁済期到来前には、譲渡担保権者が

担保権者は、債権の担保目的物のために必要な範囲においてのみ所有権を取得することであり、実質的には担保である。

このようにすれば、少なくとも、譲渡担保権の弁済期前には、譲渡担保において担保目的物の交換価額の把握にいて、~~物上代位~~物上代位(304条)の規定は類推適用されると解すべきである。

3. Yは、目的物の売却により得られた売買代金債権については、目的物の価額代替物であるといえ、問題なく譲渡担保において物上代位とする対象とみることが出来る。

4. 本問では、本件担保権の弁済期到来前には、担保目的物たる甲Bに売却され、XのBに対する売買代金債権が発生している。Yは、売買代金債権の「移り渡し」はまだできていない(304条但書)。したがって、Yは、XのBに対する売買代金債権について、本件譲渡

十分の論議が
出ていると思われ

1 ページ
裏面へ

担保に基づいて差押せを受けるべきである。

第2. 小問(2) (605条の2第1項にもとづき、④)

→この論議は出題で
あり、結論にのみ
点を与えるべき。

→これは論議に気づけ
るか、気づけなければ、
50%を「貸付金」で
かかっているか。
貸付金とは「貸付金」
をいふ。

1. Yの本問請求については、Yは、本件賃貸借契約において
5 賃借人たる地位を有するに至ると主張するものと看做される。

よって、Yの主張が認められ、Yの本問請求が認められる。

2. また、Aは、Xから甲建物の「引渡し」を受けていることから、本件
賃貸借についての「対抗要件」を備えているといえる(605条の2第1
項、借地借家法31条)。

10 3. では、本問において、甲がXからYへ「譲渡された」、すなわち、YがXから
甲へ承継取得したといえるか。甲は本件譲渡担保の目的物となっており
よって、譲渡担保の法的性質との関係で問題となる。

よって上記第1. 2. のとおり、譲渡担保は、形式的には担保目的
物の所有権を譲渡担保権者に移転させるものであるが、実質的に、

15 当該目的物の債権の担保方法であるから、当事者の合理的意義解釈と
して、譲渡担保権者には、債権の担保目的達成のため必要な範囲
においてのみ所有権が移転すると解される。よって担保債権の
弁済期到来後には、譲渡担保権者に対し、当該目的物の全部権限も含め
た所有権が確定的に移転すると解される。

20 本問においては、Xが弁済期に達してはじめて「~~移転~~」(到来して弁済を
している)が、また、Yは表向き実行に着手しているから被担保債権は消滅
している。

よって、本件譲渡担保に基づき、YはXから甲へ承継取得したと
いえる。

25 4. よって、~~土地所有権~~ Yは、~~Xから~~甲へXからYへの所有権移転
登記されているから、上記表向き実行の移転をAは対抗できる(605条の2第3項)。

5. よって、Yは605条の2第1項にもとづき、賃借人たる地位をXから取得
したという本問請求を認めなければならない。なお、被保全債権500万
円を超える部分について、請求は「問題」となるが、これは清算義

30 務債権でありXとの関係で問題となるものがあるから、YはAへの本問

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民法			

評価(ABCD)

5	請求の可否については、早急を要しない。
	以上
10	
15	
20	
25	

3 ページ
裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

4 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。